

奈良県告示第百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関の名称又は氏名	指定医療機関の所在地又は住所		変更事項		変更年月日
	旧	新	旧	新	
あすならホーム山の辺訪問看護ステーション	天理市別所町二四六		(名称) あすならホーム 櫛本訪問看護ステーション (所在地) 天理市櫛本町三〇一二一	(名称) あすならホーム 山の辺訪問看護ステーション (所在地) 天理市別所町二四六	令和二年四月一日